

2人扶養世帯の県内大学等授業料減免制度

- 福井県では、高等教育機関に進学する子を持つ世帯の経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てる環境を構築するため、国の「高等教育の修学支援新制度」に県独自の上乗せ支援を行います

支援内容

国の高等教育の修学支援新制度(以下、国制度という。)対象者のうち 子どもを2人扶養している世帯に対し、下記のとおり上乗せ支援を実施(各大学等の授業料が減免されます)

(県独自の上乗せ支援制度は、授業料のみ対象となることに注意してください)

(子どもを3人以上扶養している世帯については、国制度により、所得に関わらず上限額まで支援されます)

授業料減免

支援額の上限額

県独自制度

国制度

		県支援 1/3			県支援 1/3		
		国支援 10/10	国支援 2/3			国支援 1/3	国支援 1/3 or 1/4
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分			第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
世帯年収(目安) (※)		約270万円	約300万円	約380万円	約600万円		

進学資金
シミュレーターどの支援区分に
あてはまるかは
こちらから

※ 上記の世帯年収(目安)は、両親・本人(18歳)・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢等の世帯構成などで実際に対象となる年収は変わりますので、ご注意ください。

(例) 4人家族(本人(18歳)、父(給与所得者)、母(無収入)、中学生以下のきょうだい)で、本人が私立大学の(授業料80万)に通う場合

支援の上限額	約10万円	約10万円	約34万円	理工農系学部の場合
	約23万円 (上限額の1/3)	約23万円 (上限額の1/3)		
自己負担	約70万円 (上限額)	約47万円 (上限額の2/3)	約23万円 (上限額の1/3)	
県独自制度			約23万円 (上限額の1/3)	
国制度	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分

世帯年収(目安) 約270万円 約300万円 約380万円 約600万円

(参考) 授業料減免支援額の上限額(年額)

	大学	短期大学	高等専門学校	専門学校
国公立	約54万円	約39万円	約23万円	約17万円
私立	約70万円	約62万円	約70万円	約59万円

主な対象要件等

- ① 国制度の対象者**（※第Ⅱ～Ⅲ区分）のうち、福井県内の高等教育機関の学生であること
- ② 福井県内進学者であること**

〔認定申請時〕（大学2年生以上の新規認定申請も判定基準期間は同じ期間）

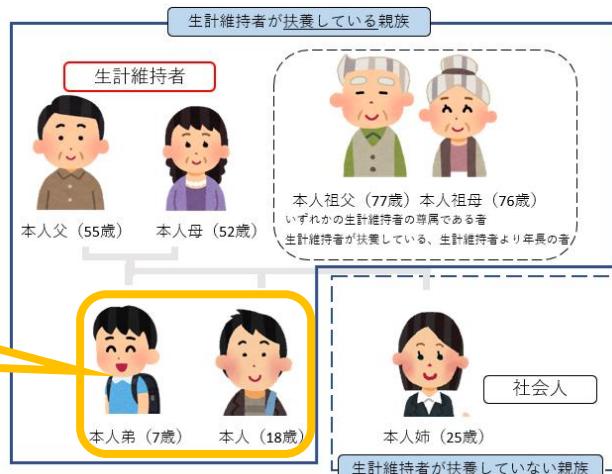
- 本人または生計維持者が基準期間において引き続き福井県内に住所を有すること。
基準期間：入学日が属する年度の前年度の4月1日～入学日

4/1	高校3年生												4/1	【入学年度】大学1年生					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
福井県内在住												入学							

- ③ 扶養する子どもが2人世帯であること**

- 生計維持者の扶養する子ども（※）の数が2人であること

※ 「子ども」とは、生計維持者の**地方税法上の扶養親族**から、「いずれかの生計維持者の**尊属**である者」「扶養する生計維持者の**年長者**」を**除いた者**をいう。
(申請等の直前（課税情報に反映されない時期）に出生した生計維持者の実子なども含む。)



申請手続き等

- 支援を受けるためには、所属している大学等へ申請を行い、対象要件を満たしていることの確認が必要になります。
- 具体的な申請手続き等は、各大学等からの案内に従ってください。

その他

- 制度の詳細は下記ホームページをご確認ください。
(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/daishi/daigakujugyouryoumusyou.html>)



【問合せ先】

- 申請方法等について
県内大学等の奨学金担当課にお問合せください。
- 制度の趣旨等について

福井県総務部大学私学課 県立大学G(TEL:0776-20-0245) (平日 9:00～17:00)

私立学校G(TEL:0776-20-0248) (平日 9:00～17:00)